

坂東まちづくり株式会社

第2回定例総会が開催されました

6月1日、観光交流センターにて、坂東まちづくり株式会社の第2回定例総会が開催され、平成28年度の事業報告、決算、平成29年度の事業計画及び予算などが審議されました。



今年度の事業計画では、2月の圏央道坂東IC開通を大きなチャンスと捉え、県自然博物館や近隣集客施設との連携を図りながら人を呼び込む魅力づくり・誘客活動を推進し、有形文化財に登録された歴史的建造物の価値・魅力を効果的に発信することで経営基盤の強化に努めていく内容の報告がありました。

収支決算や事業計画などの総会資料は、市役所2階商工観光課または市のホームページでご覧になります。なお、廣井正一代表取締役が辞任され、新たに圓崎一也氏が代表取締役に就任されました。

■お問合せ 商工観光課 ☎0297(20)8666 直通

坂東市で創業したい！

～創業を希望するかたをお手伝いします～

平成29年6月より、市では国の認定を受け、坂東市商工会とともに『坂東市創業支援事業』を実施しています。市内で創業をご検討中のかた、創業後5年以内のかたは次のとおり支援を受けることができます。

創業時に使える融資制度やメリットについて聞きたい

- ・総合相談窓口 …………… 創業支援事業の概要と、条件を満たした創業者が受けることのできる融資制度やメリットに関する説明を聞くことができます。

■お問合せ 商工観光課 ☎0297(20)8666 直通

創業に関するノウハウを学びたい

- ・ワンストップ相談窓口… 窓口などでの個別相談により、創業に関して個人が抱える問題の解決をサポートします。
- ・創業支援セミナー …… 4回以上の講義を全て受講することで、経営戦略、財務戦略、人財育成、販路開拓の4分野を中心とした知識が習得できます。

■お問合せ 坂東市商工会 ☎0297(35)3317

所定の支援の後、市が発行する証明を受けたかたは、次の優遇措置を受けることができます。

法人設立時の登録免許税の軽減措置

融資に必要な信用保証枠の拡充及び申込期間の特例 など

		通 常	優 遇 後
法人設立時の登録免許税※1		0.7%	0.35%
信用保証	信用保証枠	1,000万円	1,500万円
	申込期間	創業2か月前から※2	創業6か月前から
新創業融資制度※3		自己資金要件あり	自己資金要件の撤廃

※1 株式会社及び合同会社の場合

※2 個人事業主として創業する場合は1か月前

※3 日本政策金融公庫が行う、創業前または創業後の税務申告の2期分を終えていない事業者に対する融資制度

■お問合せ 商工観光課 ☎0297(20)8666 直通